第八十七条に次の一項を加える。

4　リスク分担型企業年金を実施する事業主等は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度一回以上、周知事項を加入者以外の者であって事業主等が給付の支給に関する義務を負っているものに周知させるものとする。

第八十七条の二第一項第一号イ中「給付に要する費用の額の予想額」を「通常予測給付額」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　積立割合が減少しないよう分割時積立金の額を定める方法（リスク分担型企業年金の場合において、分割により積立割合が減少することが見込まれる場合に限る。）

第八十八条の二第一項第六号中「第八十七条の二第一項第三号」を「第八十七条の二第一項第四号」に改める。

第九十六条の二に次の一項を加える。

2　リスク分担型企業年金の事業主等が法第八十二条の二第一項の規定に基づき積立金を移換する場合であって当該移換により積立割合が減少することが見込まれるときは、前項の規定にかかわらず、令第五十四条の四に規定する厚生労働省令で定める方法は、積立割合が減少しないように同条の当該移換に係る額を定める方法とすることができる。

第九十八条の二中「第八十七条の二第一項第三号」を「第八十七条の二第一項第四号」に改める。

第百四条の二十一の表以外の部分中「第五十三条」の下に「第一項及び第二項」を加え、「及び第八十三条から第八十五条まで」を「、第八十三条、第八十四条並びに第八十五条」に改め、同表第三十二条の二の項中「脱退一時金相当額等の額」を「脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合にあっては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）」に改め、同表第五十三条第一項の項中欄中「予想額の現価から、標準掛金額と補足掛金額の合算額の予想額の現価を控除した額」を「通常予測給付額の現価と財政悪化リスク相当額を合算した額から、掛金の額（標準掛金額及び補足掛金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛金額をいう。第三項において同じ。）の現価に相当する額と財政悪化リスク相当額に対応するために追加的に拠出されることとなる掛金の額の予想額（同項において「追加拠出可能額」という。）の現価に相当する額を合算した額を控除した額」に、同項下欄中「予想額の現価」を「給付に要する費用の額の予想額の現価」に改め、同表第八十三条第一項第二号の項中「第四十五条第三項」を「第四十五条第六項」に改め、同表第八十三条第三項の項中「並びに」を「、」に改め、「受ける基金」の下に「並びにリスク分担型企業年金を実施する事業主等」を加え、同表第八十三条第四項の項中「第四十五条第三項」を「第四十五条第六項」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項の表第百十六条第六号の項の前に次のように加える。

第三十二条の二	脱退一時金相当額等の額	脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金（確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第百七十五号）第一条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行規則第一条に規定するリスク分担型企業年金をいう。）の場合にあっては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率（同令第二十五条第四号に規定する調整率をいう。以下この項において同じ。）及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）

（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正）

第三条　中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号ロ中「費用の」の下に「通常の予測に基づく」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金を実施する事業主等が平成二十九年十二月三十一日までを計算基準日として行う財政計算については、この省令による改正後の確定給付企業年金法施行規則（次項において「新規則」という。）第四十三条及び第四十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　前項の規定により従前の例による場合における確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十条第二項の責任準備金の額の算定については、新規則第四十三条及び第四十六条の二の規定に基づく財政計算を行うまでの間は、なお従前の例による。

規　則

○会計検査院規則第十一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条第一項並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第十二条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月十四日

会計検査院長　河戸　光彦

電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則

電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則（平成十五年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十条」に改める。

第三条第二項を削る。

第四条第一項及び第二項を次のように改める。

電子情報処理組織を使用して計算証明書類を提出するときは、会計検査院の定める基準に従い、当該計算証明書類に記載すべき事項（第十二条に掲げる事項を除く。第九条第一項において同じ。）を証明責任者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力し、送信しなければならない。

2　会計検査院は、前項に規定する基準を定めたときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

第四条第三項を削り、同条第四項中「、前条第二項に規定する承認を受けて」を削り、同項を同条第三項とする。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条　削除